

## 粕屋町 幼稚園・認定こども園利用案内

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合は、粕屋町から教育認定（1号認定）を受ける必要があります。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育認定（2号認定）を受けた場合は、預かり保育料も無償化の対象となります。

### 1. 幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用できる方

満3歳児以上就学前のお子さんが利用できます。

令和5年度クラス	生年月日
満3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日 （令和5年度中に満3歳となり幼稚園・認定こども園（教育）を利用する場合）
3歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
4歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
5歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日

※各幼稚園で受入れ年齢は異なりますので、利用を希望する場合は、あらかじめ園にご確認ください。

### 2. 申請方法

利用を希望する方は、希望の園の内定を得たのち、園から以下の書類を受け取り、必要事項を記入して、利用が内定した幼稚園・認定こども園または粕屋町子ども未来課へ提出してください。（提出先は園でご確認ください。）幼稚園へ提出される場合は、園の指定した日までに提出してください。

### 3. 申請にあたり必要な書類

#### （1）教育認定（1号認定）

施設等利用給付認定（1号）申請書【幼稚園教育部分】

施設等利用給付認定（2・3号）申請書【預かり保育部分】



#### （2）保育認定（2号認定）

・上記申請書類に、保育の必要性を証明する書類を添付してください。

※預かり保育を利用する場合の無償化の対象となるためには、認可保育所入所要件同等の保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の要件は次のとおりです。

保護者の状況（保育の必要性の事由）	給付認定の有効期間
保護者が家庭外・家庭内を問わず月64時間以上就労しているとき（1日4時間以上で月16日程度）	最長で就学前まで
母親の出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前2ヶ月の月初めから産後翌々月末まで （多胎児の場合、産前4ヶ月の月初めから利用可）
保護者の疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき	最長で就学前まで （親族が介護・看護を必要としなくなるまで）
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき（通信教育等は含まない）	通学期間中
仕事を探している（求職中の）とき	利用希望日より2か月（利用開始後は就労することが条件）（就労をした場合、最長で就学前まで）
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	必要な期間

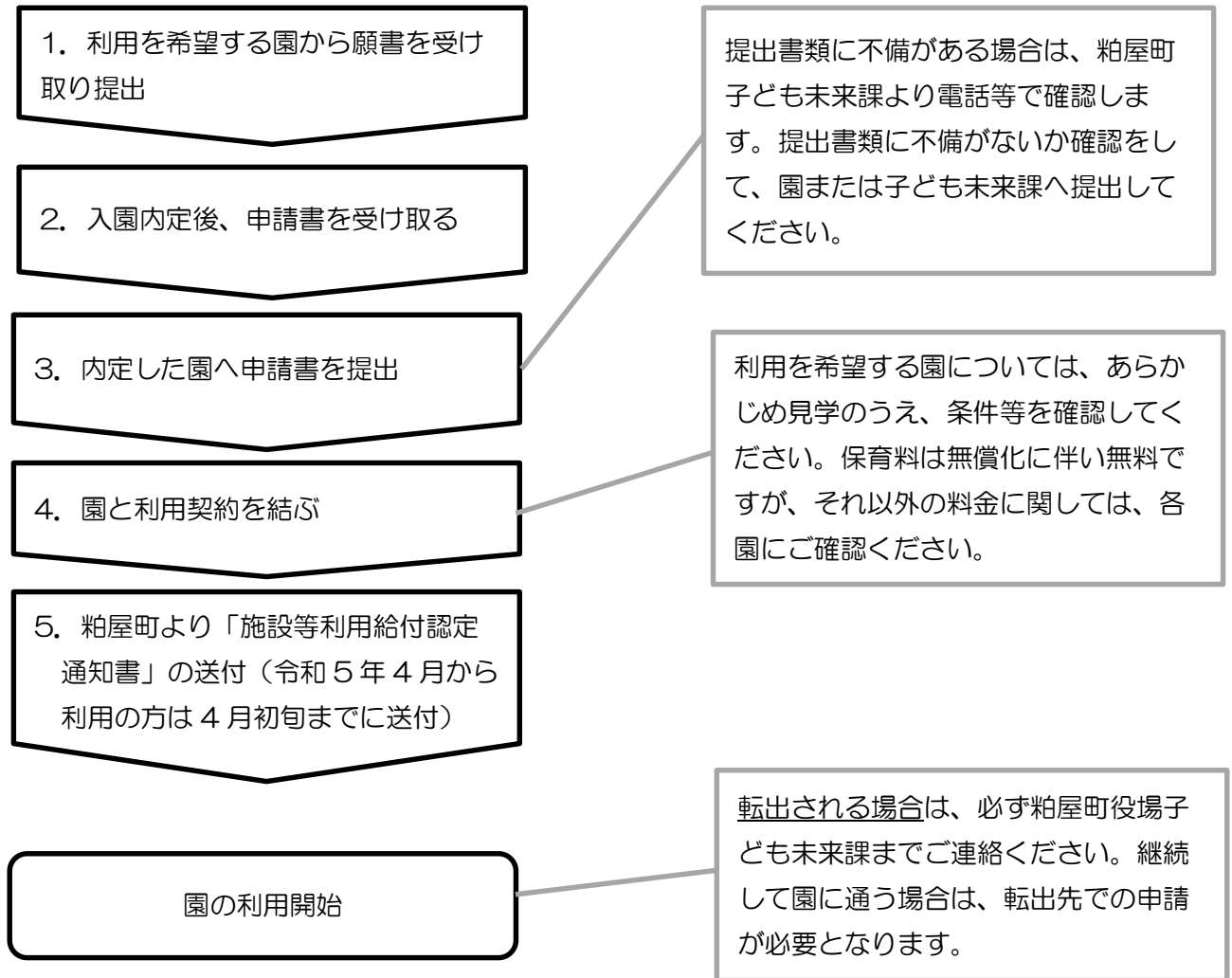
・ 保育を必要とすることを証明する書類（※同居の18歳以上65歳未満のすべての方の証明が必要です。）

保護者等の状況	必要書類
雇用されている方 雇用が内定している方 復職予定の方	「就労証明書」 ※雇用主による証明。就労先が複数ある場合はそれぞれが必要です。 1ヶ月の就労時間を確認するため、変則勤務（シフト勤務）がある方は、別途シフト表等の提出をお願いします。証明内容に不明な点がある場合、会社に確認させていただきますのでご了承ください。 雇用内定の方は、採用予定日と1ヶ月の就労予定時間等の証明が必要です。
自営業の方・内職の方	「就労証明書」
疾病・負傷・障がいの方	「診断書の写し」※家庭で保育が困難状況、疾病名、治療期間が記載されたもの。 「育児ができない旨の申立書」
親族の看護・介護をされている方	「診断書の写し」または「要介護の状態がわかるもの」、 「育児ができない旨の申立書」
産前・産後の利用希望	「母子手帳の写し」（表紙と分娩予定日が記載されたページ部分） 「育児ができない旨の申立書」
学校に通っている方	「在学証明書」または「学生証の写し」、 「時間割等がわかる資料」
求職活動の方	「求職中に関する誓約書」 ※施設利用開始後2ヶ月以内に「就労（予定）証明書」を、就労までは「就職活動状況報告書」を提出していただきます。
災害復旧にあたっている方	「罹災証明書」及び「育児ができない旨の申立書」

※いずれの証明においても、内容が虚偽であった場合には無効となります。



#### 4. 利用手続きの流れ



参考：  
保護者の就労等で保育を必要とする場合でも、幼稚園、認定こども園（教育部分）に通いながら預かり保育等を利用し、保育認定を受けることができます。（2・3号認定）幼児教育・保育の無償化に伴い、その場合の預かり保育料も無償化の対象となります。詳細は「6. 幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。

## 5. 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 対象者・対象範囲

#### ① 幼稚園、認定こども園（教育利用）の場合

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化

※満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）から無償化の対象。

#### ② 預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、利用実績に応じて月額11,300円かつ日額450円までの範囲で無償化

育児休業中で預かりを利用する場合は、復職日が記載された就労証明書が必要です。

※満3歳児の場合は月額16,300円までの範囲で無償化(ただし市町村民税非課税世帯のみ)

※保育の必要性の認定には、就労等の要件が必要です。

※各園で実施状況が異なります。詳細は園におたずねください。

### (2) 利用料以外の支払い

無償化の対象は利用料のみです。利用料以外の制服代、行事代、給食費等については、実費負担です。金額及び徴収方法等は園におたずねください。

### (3) 副食費（おかず代）の免除

副食費（副食材料費）は無償化の対象外ですが、下記に該当する方は園にお支払いする副食費が免除となります。

#### ① 生活保護世帯、里親世帯の方

#### ② 市町村民税非課税世帯の方

#### ③ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の方

#### ④ 小学校第3学年終了前の子どもが同一世帯に3人以上いる場合において、年齢がそのうちの最年長子どもから順番に3人目以降である子ども（第3子としてカウントされる場合）のいる世帯の方



お問合せ先

粕屋町役場 住民福祉部 子ども未来課

電話 092-938-0214（直通）